

熊本都市圏総合交通計画協議会運営規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、熊本都市圏総合交通計画協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(公 開)

第2条 協議会は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、協議会を公開しないことができる。

(1) 熊本県情報公開条例（平成12年9月27日熊本県条例第65号）第7条各号に規定する不開示情報に該当する事項について審議を行うとき。

(2) 協議会を公開することにより、公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと協議会が認めるとき。

(3) その他特別に協議会が認めるとき。

2 公開の会議中において、前項の基準に基づき会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、協議会は会議を非公開とすることができる。

(公開の方法)

第3条 協議会は、県民の傍聴のために、会場に20人の傍聴席を設けるものとする。

2 協議会を傍聴しようとするものが20人を超える場合は、先着順とする。

(傍 聴)

第4条 協議会の長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。

2 会議中に傍聴人が次のいずれかに該当するときは、協議会の長は退場を命じることができる。

(1) 拍手、その他の方法により賛成、反対の意向等を意思表示すること。

(2) 飲食等を行うこと。

(3) 写真撮影、録画、録音等を行うこと。

(4) 携帯電話等の通信機器を使用すること。

(5) その他秩序を乱したり、議事を妨害するようなこと。

(審議録)

第5条 協議会については、審議録を作成するものとする。

2 審議録には次の事項を記載するものとする。

(1) 審議名

(2) 協議会の日時及び場所

(3) 出席した委員及び幹事の名前

(4) 審議の経過

(5) その他必要と認める事項

(代理出席)

第6条 やむをえない特別な事情がある場合は、学識経験者を除き、代理者を出席させることができる。この場合において、代理者となるものは委員及び幹事の所属する機関から選任しなければならない。

(雑 則)

第7条 この規則に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は協議会が定める。

附 則

この規則は、平成24年2月16日から施行する。